

JAL 不当解雇撤回支援共闘 第12回(解散)総会議案書



2022年11月2日

於:ホテル東京ガーデンパレス

議事次第

司会 共同代表 中岡 基明 全労協前事務局長

1. 開会のあいさつ……………共同代表 玉田 雅也 全国港湾書記長

2. 総会議案の提案……………事務局長 津恵 正三

議案の採決……………拍手にて採決

3. 閉会のあいさつ……………共同代表 吉永 磨美 MIC 前議長

I JAL 不当解雇撤回闘争の運動の経過とまとめ(報告)

1.運動の経過

(1)165名の解雇強行と支援共闘会議を結成

日本航空は2010年1月19日、会社更生法の適用を申請し経営破綻した。破綻を招いた経営責任をあいまいにして策定された会社更生計画には、1万6000人の人員削減など労働者に犠牲を強いる内容が盛り込まれた。人員削減計画は解雇を必須とするものではなく、管財人団らも団交で希望退職やワークシェアリング等をあげ「整理解雇回避」の説明を繰り返していた。

ところが、希望退職や自己都合退職等によって人員削減目標を達成していたにもかかわらず、職種別の希望退職者数が目標に達していないと強弁し、その時点では史上最高・巨額の営業黒字をあげていたにもかかわらず、12月9日に解雇通告をした。対象には日本航空乗員組合(JFU)、日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)、日本航空機長組合、航空連、日乗連の役員が多数含まれていた。

解雇強行の動きが鮮明となる中、状況を憂慮・心配し支援する動きが急速に広がった。JALの整理解雇を自らの課題として取り上げ、解雇回避を求める宣伝行動を開始した労働団体、また女性団体等が中心となり整理解雇回避を求める緊急院内集會が開催されるなど、支援組織を立ち上げようという声も強まった。こうした状況を受け、16団体の代表(議長、会長、委員長、団長等)が呼びかけ人となり、日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘會議(以下 JAL 不当解雇撤回支援共闘、または単に支援共闘という)の結成・参加が広く呼びかけられ、12月27日に支援共闘の設立総會が開かれた。支援共闘は労働団体にとどまらず幅広い民主団体も参加して結成された。

内外から、解雇回避の声が強まる中、日本航空は12月31日に165名の整理解雇を強行した。

支援共闘の設立大会では、この不当解雇撤回闘争は次の三つの国民的意義を持つ闘いであることを明らかにするとともに、不当解雇撤回をめざし全力を挙げて闘うことを確認した。

- ①整理解雇の4要件を守り、労働者の雇用と生活・権利を守る闘い。
- ②航空の安全と国民の足を守る闘い。
- ③破たんの原因ともなったゆがんだ航空政策を正す闘い。

(2)不当解雇撤回を求める裁判闘争の展開

2010年12月31日の解雇に対抗し、年明け早々の1月19日、解雇された乗員・客乗の148名が原告となり、解雇無効を訴えて東京地裁に提訴した。

支援共闘は、勝利判決を勝ち取り、必ず被解雇者を職場に戻すことを獲得目標に掲げ、不当解雇撤回を求める大きな国民世論を築き、①裁判所に公正な判決を求める、②不当解雇の当事者である日本航空に解決を迫る、③再建に深く関与した政府に争議解決に向けて責任を果たすよう求めるという三本を柱にした運動を展開した。

(3)地裁・高裁と敗訴し、最高裁に上告するも上告棄却の不当決定

支援共闘は不当解雇撤回闘争を推進する過程においては、地裁判決以降、前述三つの意

義に加え、④労働組合つぶしに対する闘いであることを追加し、四つの意義を持った闘いとして取り組みを進めた。当初より、労働組合つぶしの不当解雇であるとして運動を進めてきたが、不当労働行為性をより鮮明に打ち出すために、四つの意義として強調をした。

支援共闘に結集した運動が大きな広がりを見せてきたが、地裁、高裁とも解雇有効の不当判決が出され、上告して闘ったものの最高裁は上告を棄却し、不当解雇撤回裁判は敗訴が確定した。

支援共闘は裁判を振り返り、私たちが裁判で立証してきた解雇の不当性は、確定した判決文の中でも多数引用・判示されており、敗訴したとはいえ信義則に違反し経営上の必要性も欠いた整理解雇の不当性はいささかも揺らいでいないことを確認した。そして支援共闘をはじめする国民的な運動で、不当判決を無力化すべく、不当解雇の撤回を目指して闘うことを確認した。

支援共闘は不当判決を跳ね返すべく①判決の不当性を明らかにし、大きな世論を築き国民的運動で不当解雇撤回を目指す、②不当解雇の当事者である日本航空に解決を迫る運動を展開する、③政府の関与した解雇として、政府が争議解決に向けて責任を果たすよう求める政治的闘争の三本を柱に運動を押し進めた。

(4) 不当労働行為裁判の判決を活用して闘う

2016年9月23日、不当労働行為裁判の判決が確定した。判決では、整理解雇の過程で発生した管財人・日航らによる争議権投票への介入が不当労働行為として断罪された。この判決により、整理解雇は有効とした「管財人は無謬」という論旨が崩れたこと、また整理解雇の手続きに正当性がないこと——解雇が整理解雇の四要件を満たしていないことを明確にし、解雇無効を意味する判決でもあった。

確定した判決文は「争議権の確立は、会社と対等性を確立するための対抗手段」「労働組合にとって最も根幹的な権利の一つ」、争議権投票は「組合活動の在り方そのものを問う極めて重要な組合活動」「憲法は会社存続を優先するわけではなく」「労働組合に介入することを認めていない」「会社更生法下での再建中という非常事態であっても」「運営に介入することは不当労働行為」と断罪した。そして「会社が存立のために争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところも踏まえて」「何らかの妥協を図るしかない」、「そのような妥協を図る方法によることなく」「介入をしようとすることは」「労働組合法7条3号が禁止している」と会社の不当介入を断罪している。

9月28日、原告団と支援共闘は記者会見で9月23日の判決の意義と解雇の不当性をアピールするとともに、確定したこの判決を生かし、不当解雇撤回を求めて日本航空に争議の早期解決を迫る運動や、政府や国会にも働きかけを強め、解決に向けての動きを作り出すための努力を払った。

(5) 「争議は決着済み」という会社対応の打破

不当労働行為を断罪する判決が確定したにもかかわらず、日本航空は「裁判で解雇は有効と確定」、「争議は決着済み」という姿勢を貫いてきた。

こうした会社姿勢を打破すべく当該労組は不当労働行為裁判の判決をはじめ、解雇撤回裁判の中で立証してきた数々の解雇の不当性を示す事実などを指摘するとともに、話し合いを求めるILOの勧告(ILOへは2010年12月に仮提訴、2011年3月に正式に提訴して取り組んで

きた)も活用し、「争議は決着済み」とし解決交渉に踏み出さない日本航空を追及し、解決交渉に踏み出すよう労使交渉で迫った。

支援共闘等においては、当該労組の労使交渉と並行して、日本航空に解決を迫る本社前行動や署名、宣伝等の運動を展開した。

また、不当労働行為裁判の判決も活用して、各会派の国会議員にも協力を要請し、委員会等で取り上げていただく中、「争議は解決していない」、「不当解雇撤回と言う要求を掲げて闘うことは労組の正当な要求と運動」、「不当労働行為は遺憾」、「とにかく話し合いを」とする厚労大臣や国交大臣答弁を引き出した。

国会での大臣答弁を踏まえ支援共闘は、厚労省・国交省に対し、不当労働行為裁判の判決、解決に向け労使の話し合いを求めるILO勧告等を活用し、国会での大臣答弁をより具体化し、再建にかかわった当事者として、日本航空への指導をはじめ解決に向けて具体的な対応をとることを求め、繰り返し要請をした。

こうした運動の中で、日本航空は「争議は解決していない」ことを認め、「早期に解決したいと考えている」という姿勢を示すなど、対応姿勢を変化させてきた。

(6)統一要求の打ち出し、特別協議の開始

日本航空は、「争議は解決していない」、「早期解決したい」という姿勢を示してきたものの、交渉に入ると「不当解雇撤回と言っているうちは交渉に入れない」等とし、実態として解決交渉が進まない状況が続いた。こうした状況を打開すべく当該三労組(日本航空機長組合、JFU、CCU)は2016年10月、「統一要求」を確認し、この要求に団結して解決を迫る運動方針を打ち出した。

支援共闘はこの「統一要求」を支持し、統一要求に沿った争議の解決を目指すとの方針を打ち出し、当該労組とともに、統一要求を前面に出した運動を進めた。

交渉の入り口にとどまり、実態として解決交渉に踏み出さない日本航空の対応であったが、2018年5月、「労務政策を変更する」、「解決交渉を進める」という対応が示され、解決交渉の場として特別協議が設けられ、交渉が開始された。

特別協議の開始と前後し、原告団の中で当面の方針等をめぐって論議がおき、また、同様な視点で支援者の中でも論議がされた。論議の内容は、一つは、統一要求は「不当解雇撤回要求ではない」する意見と不当解雇撤回と言う原則を貫くべきとする意見、もう一つは、特別協議開始を受けた運動の自粛方針と、特別協議を軌道に乗せるためにも運動を継続すべきという、要求と運動方針をめぐっての論議であった。

支援共闘は原告団をはじめ支援者も含めて全体の団結を固めることを重視し、

- 統一要求は不当解雇撤回を求める原告から謝罪だけでよいとする原告など、すべての原告が団結し本争議を解決するための具体的要求として打ち出したものであり、統一要求に結集して闘うことが何よりも重要とする見解で一致を図った。
- 運動を自粛すべきという当該労組の見解に対しては、当面する運動では当該労組の判断を尊重し、運動の具体化を見送る。特別協議の進展状況を注視し、必要があればいつでも運動が再開できる体制を維持するという措置をとった。

なお、原告団が中心となって2014年(2017年4月からはほぼ毎日)から取り組んできた成田オペレーションセンターの玄関ビラなど、原告団や当該労組が実施する日本航空に対する諸行

動は自粛期間中も継続された。

(7) 運動自粛方針を変更し、日航に解決を迫る運動を再開

解決に踏み出すとして特別協議が開始されたものの、緩慢な会社対応が続く中、2018年8月31日、支援共闘の共同代表4名で、解決に向けた真摯な協議と、交渉の加速を求めて日本航空への要請行動を実施した。

また「応募機会を提供」するとして特別協議の中で示された「経験者採用」では、原告からの誰一人として採用されなかったこと等、日本航空に本気で解決を進める姿勢が見られないことを踏まえ、2019年2月18日の幹事会で運動の再開を決定し、2月29日のJALデー斉宣伝を皮切りに運動を再開させた。

日本航空や政府に対する運動を復活させるとともに、新たな行動としてオリンピック組織委員会への運動を展開した。東京オリンピックのオフィシャルパートナーである日本航空の対応は、ILOの基幹条約である結社の自由に反していることを挙げ、組織委員会が定めた調達コードに従って、日本航空に解決を働きかけるよう求める運動を進めた。

加えて、旅行業界に対しても、国民に安全で快適な旅行商品を提供するために、日本航空に早期解決を働きかけていただくよう協力要請を実施した。

この間の特別協議の進展状況を踏まえ、特別協議に対する評価や労働委員会の活用をどうするかといった運動方針で、原告団や支援者の中で論議が起きた。

支援共闘では、特別協議で日本航空が示してきた対応を精査し、前進面とともに不足点も整理し、内容を正確にとらえ、全体が一致できる方針として、不足点を克服する視点に立って、特別協議にとどまらず団体交渉も開催し、解決に向けた交渉を加速させることで一致を図り運動を進めた。

また労働委員会の活用に対しては、提訴する場合は全体が一致して踏み出すことが重要であるとの立場から、弁護団を含めて活用することの利点と、懸念される材料を整理し、運動の節々で論議する対応(継続して検討を加える措置)をとった。

以上のように、原告団や支援者の中で論議が盛んになる中で、支援共闘は、何よりも団結が重要であることを強調するとともに、対立を深めるのではなく一致点を広げる努力が何よりも重要であることを強調し、訴え、運動方針を提起した。

(8) 原告団内での意見対立と支援共闘の運動の実質的見送り

前述した特別協議と会社対応の評価、さらには解決水準をめぐる要求の違い、運動方針に対する意見の違いを抱えている中で、2021年JAL被解雇者労働組合(JHU)が設立され、このJHU設立を契機に、今日までの意見の違いによる対立がより鮮明となった。

そして、原告団が一丸となって闘う体制が崩れ、原告は加盟する労組単位で運動を展開することとなり、原告団としてまとまった取り組みが困難な状況におちいった。またコロナ禍という状況も加わり行動の機会は大きく減少したが、そうした中でも、JALの不当解雇をジェンダー視点でとらえた女性のアピールと院内集会、議員要請と議員会館前アピール行動等、ジェンダー視点での諸行動、羽田空港でのスタンディングなど、一致できる運動を探り粘り強く取り組みを進めた。

支援共闘は原告団全体を支援し運動を進める立場を貫いてきたが、原告団が一体となって闘え

ない状況が深まる中で、運動の具体化も困難となり、具体的運動を見送らざるを得ない状況となった。2022年4月27日の幹事会においては、JFUから「7月末までの活動自粛」の要請があったことも踏まえ、①当面具体的行動の提起は見送る、②労使協議の状況など、必要な情報の共有化を図る、③その中で一致できる行動が確認できるようであれば行動提起するという三点を確認した。

支援共闘が具体的運動を見送る一方で、JHU 支援を打ち出している団体は、JHU 支援で具体的運動を推進するなど、支援共闘内でも対応の違いが表面化する事態となった。

(9)6月末から7月初めにかけての労使交渉を受け JFU、CCU は争議終結を確認

2022年4月以降、支援共闘が動けない(コロナ禍の影響もあり、運動の中止・見送りは22年の年明けから)状況下で原告団員を組織する三労組と会社との間で特別協議や団交が進められる状況が続いた。

こうしたなか、日本航空は2022年6月23日から7月初めにかけての交渉において、最終的な解決案として原告全員を対象とした業務機会の提供、解決にあたっての合意書案を提案し、JFU、CCUはこの会社対応を受けて、労使合意・争議の終結が可能と判断し、CCUは7月14日、JFUは7月22日の大会にて、争議終結の組織確認を行った(回答内容は次項囲み参照)。

2.争議の現状、支援共闘解散の提案

(1)JFU、CCUの争議終結について

支援共闘は、JFU、CCUの争議終結について、2010年12月31日の不当解雇強行以降、11年7ヵ月の長期にわたる原告団員の頑張り、それを支えてきた両労組・JAL 不当解雇撤回支援共闘をはじめとする多くの支援組織の粘り強い運動、そして思いが結実したものであると受けとめる。

本争議をともに闘ってきた支援共闘として、両労組が会社提案を受け入れ、争議終結の判断をしたことを尊重するもとともに、両労組の長期にわたる奮闘を心からねぎらうものである。

JFU、CCU 今日までの会社との合意内容等

1. 地上職での雇用の確保等

再建策の中で早期退職・希望退職に応じた者、および整理解雇された労働者について、再雇用はしないとしてきた JAL グループの措置を解除する。

経験者採用及び「地上職マッチング施策」等を通じて、現在、JFU 所属原告 5 名、CCU 所属原告 3 名、計 8 名が再雇用され地上職として働いている。

なお「マッチング施策」については 2022 年 10 月末まで継続する。

2. 「合意書」の内容

●11年に亘り労使双方の懸案事項となっていた整理解雇の解決を通じて労使関係の信頼関係の正常化に努力する。

●健全な労使関係の安定化が「安全運航の基盤」のひとつであることを確認する。

●この解雇問題が社内外に与えた影響の大きさを十分認識するとともに、今後二度と整理解雇が生じることがないように、経営の安定化に向けて努力する。

●被解雇者組合員に対し、希望者全員を対象とした業務機会の提供を行う。

3. 全員を対象にした業務機会の提供(業務委託)について

希望者全員と委託契約を締結する。契約期間は 2022 年 11 月から 2024 年 10 月末までの 2 年間。

4. 赤坂社長からの名誉回復のためのレターの送付

赤坂社長より、被解雇者一人ひとりに名誉回復を図るレターを送付する。

社長の「レター」では、「多大な迷惑をかけた」「多くの職場の方が日本航空を去られたことを私(赤坂社長)は忘れない」「10 年以上の長きにわたり、苦しく、辛い思いをされてきたこと、それにもかかわらず日本航空のことを大切に思ってくださっていること」を「経営全員で理解し受け止め」る等と述べ、感謝と敬意の意を表明している。

5. その他

割引航空券等を利用については定年退職者と同様に扱う。

(2) JHU の評価と運動方針

JHU に対しても JFU、CCU への対応と同様、原告団全員を対象にした業務機会の提供(業務委託)の提案がされたが、JHU は、職場復帰と解決金の支払いに対応がないこと、雇用関係による解決と言いつつ、雇用とは無縁の業務委託であり評価できないとし、都労委での闘いを進めるとともに日本航空には職場復帰と解決金の支払いを求めて闘うとし、争議継続方針を打ち出している。

(3) 支援共闘の解散の提案へ

以上のように判断は分かれたが、長く厳しい解雇争議が続き、原告と家族の置かれた状況も変化する中、原告の立場や意見、選択が分かれること自体はありうることであり、いずれの選択も理解し尊重すべきものであると考える。

JFU、CCU が争議を終結する一方で JHU など JFU、CCU に所属していない原告団員は闘争を継続しており、JAL 争議の全面解決には至っていないのが現在状況である。とはいえ現状は、全原告と原告を組織する当該各労組が一体となって本争議を継続して闘える状況にないことも事実である。

支援共闘に結集する各団体の状況を見ると、(1)JFU や CCU の争議終結を評価し、支援体制に区切りをつけるところ、(2)JHU を支援し、争議支援の継続を打ち出しているところ、(3)JFU や CCU の闘いを評価しつつ、争議を継続する原告がいるなら最後まで支援する、といった様々な意見や見解が出されている状況にある。

以上のような原告団の状況、原告を組織する関係各労組の状況、そして支援組織の内情を踏まえるなら、現在の JAL 不当解雇撤回支援共闘の枠組みの中で、闘争を継続する原告を支援する運動方針を打ち出すことには無理があり、現実的対応とは言えない。

JFU 及び CCU に所属する原告が争議の終結を確認している現状は、支援の運動もひと区切りし、見直すべき時期に来ているとも考える。また、争議を継続する原告の支援については新た

な体制を築く方が、単産や地域などの実情に即して団結して力が発揮でき、きめ細かな支援につながると考える。

以上から 9 月 22 日の幹事会において、JAL 不当解雇撤回支援共闘の解散を総会に提案することを確認した。

3.この間の運動を振り返ってのまとめ

●不当解雇撤回という労働争議にあって、労働団体だけでなく多くの民主団体が結集した支援共闘の運動は、JAL の解雇の不当性を鮮明に示すとともに、大きな国民世論を形成し日本航空や政府、裁判所を包囲する運動で大きな力を発揮した。農民連によるコメや野菜などの物品カンパと総会後のレセプションへの招待、ジェンダー視点での諸行動や絵手紙による日航社長への要請などに取り組んだ女性団体、運動の節々で声明や決議を上げた自由法曹団等々、様々な団体が結集した支援共闘ならではの取り組みも展開された。こうした支援共闘の運動は、多くの困難を抱えながらも果敢に闘っている多くの争議団を励ます運動となったと確信する。

●国会議員への協力要請と、それを受けての議員による国会での追求等の動きでは、超党派の結集とはならなかったものの、多くの党派の協力を得て、政府や日本航空を追及する運動が展開できた。院内集会への参加や委員会での追求など、何らかの形で本争議に取り組んでいた党派は、野党にとどまらず与党の自民党議員を含めた幅広い党派におよび、日本航空や政府に解決をうながす力強い動きとなった。

●不当解雇撤回裁判は会社更生法適用下で初めて整理解雇が争われた裁判であった。この裁判では不当判決が下され敗訴が確定した。今後の倒産争議等でこの判決の活用した不当な対応を許さず、この不当判決を無力化させる運動を継続していくことは、今後の労働争議に課せられた重要な課題となった。

●不当労働行為裁判の判決は仮に、ストライキにより会社の更生計画が頓挫し、事業清算を余儀なくされても、それは労使がそれぞれ責任をもって判断した結果として受け止めるべきであり、再建が頓挫するという理由をもって、憲法 28 条が規定する団結権を侵害することは許されない。争議行為を回避したいのであれば、労使が話し合いで、妥協点を見出すべきであるとし、更生法適用下であっても憲法 28 条、労働組合法 7 条 3 号は断固として保障されるとしている。この判決は、JAL 争議にとどまらず、今後の倒産争議等を闘う上で、大いに力となる判決と言える。

●ILO の四次にわたる勧告をとらえた運動は、日本航空に真摯な交渉を迫る闘いをはじめ、政府に対する要請や野党の国会での追求、東京 2020 組織委員会に対する要請等で大いに力を発揮した。日本で、日本航空の不当解雇撤回を求める JAL 不当解雇撤回支援共闘をはじめとする支援組織が結成され大きな運動となっている状況、さらには ITF、IFALPA、米国の IAM 等の国際的支援の広がりも見せている状況は、ILO に日本航空の争議を重視する姿勢に立たせる大きなきっかけともなっており、四次にわたる勧告にもつながっている。そして、この四次にわたる勧告と運動が、政府や日本航空に解決を求める大きな力となった。

●コロナ禍より航空界は大幅な減便が実施され、特に国際線は壊滅的状況におちいったことから、世界的に解雇・レイオフ等の人員削減が断行された。日本でも人員削減をはじめとした人件費用削減政策がとられたが、日航グループにおいては、一時金は大きく切り下げられたが、解雇や雇い止め、希望退職、賃金制度の改悪といった対応は許していない。こうした状況は、果敢に取り組んできた不当解雇撤回闘争があったからこそ生まれたものである。

●支援共闘として原告団の団結を重視し一致点を広げる努力をしてきたが、その努力も至らず、結果は前述のように特別協議に対する評価や運動方針の違いが鮮明になる中で、全原告が一丸となって取り組めない事態となった。このことは、ともに悩み、考え、検討して運動を進めてきた支援共闘としても悔やまれる事態であり、大きな反省点である。

●とはいえ、長く厳しい解雇争議が続き、原告と家族の置かれた状況も変化するなか、原告の立場や意見、選択が分かれたこと自体はありうることであり、いずれの選択も理解し尊重すべきものである。165名の不当解雇撤回争議を全面解決するまでには至らなかったことは痛恨だが、主たる責任が日本航空と政府にあることは改めて指摘しておきたい。

II JAL 不当解雇撤回支援共闘の解散について

JFU、CCUの争議終結を踏まえ、支援共闘幹事会はJAL不当解雇撤回支援共闘の解散方針を確認した。

JFU、CCUの争議終結に対する見方、および解散の判断に至った理由等は以下の「JFU、CCUの争議終結とJAL不当解雇撤回支援共闘の解散について」の通り。

JFU、CCUの争議終結とJAL不当解雇撤回支援共闘の解散について 2022年9月22日JAL不当解雇撤回支援共闘 幹事会

1. JFU、CCUの争議終結について

2010年12月31日大晦日に、日本航空(JAL)より不当に整理解雇されたパイロット、客室乗務員165名の整理解雇とたたかってきた、日本航空乗員組合(JFU)と日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)の2労組が、争議解決に関わる会社提案を引き出し、解雇争議を終結した。CCUは7月13日、JFUは7月22日に大会を開催し争議終結を決定した。

両労組の争議終結には、11年7ヵ月の長期にわたる原告団員の頑張り、それを支えてきた両労組・JAL不当解雇撤回支援共闘をはじめとする多く支援組織の粘り強い運動、そして思いが結実したものである。

ともに本争議を闘ってきたJAL不当解雇撤回支援共闘として、両労組が会社提案を受け入れ、争議終結の判断をしたことを尊重するもとともに、両労組の長期にわたる奮闘を心からねぎらうものである。

両労組においては、現役のパイロット、および客室乗務員を組織する労働組合として、労働者の生活と権利、空の安全を守るため、たたかう労働組合として、引き続き奮闘されることを期待する。

2. 争議の現状と JAL 不当解雇撤回支援共闘の今後の対応方針

両労組は争議を終結したが、その一方で、両組合に属さない被解雇者は争議を継続して支援を求めており、争議の全面解決には至っていないのも現状である。

この現状を踏まえて、JAL 不当解雇撤回支援共闘として今後どのように対応するかその方針を明確にすることが現在求められていることから、幹事会や共同代表ミーティング等において検討・論議を積み重ね、以下の通り今後の対応策を取りまとめた。

- ① JAL 不当解雇撤回支援共闘の解散を総会に提案する。
- ② 争議を継続する原告の支援については、新たに支援体制を構築する方がより力を発揮する体制が築けると考える。また、新たな支援体制のあり方等については、各団体の判断にゆだねることが現実的かつ妥当な対応と考える。
- ③ JAL 不当解雇撤回支援共闘結成以降の運動を振り返り、争議の「まとめ」(到達点と残る課題等)を行う。

(1)解散の判断に至った理由

- ①支援共闘は11年7月にわたって JAL 争議支援の中心を担い、全国の支援組織、労働組合、市民団体、法律家、研究者諸氏とともに、86 回の JAL 本社前行動、111 回の駅頭宣伝をはじめ粘り強い運動を展開し、ILO による四次の勧告、スト権投票介入を断罪した労働委員会命令と司法判断などとともに、解雇の不当性を広く世に問い会社に解決を迫ってきた。JFUとCCUの解決はその結実にほかならない。
- ②2021年4月、JFUに属していない乗員原告3名によって JAL 被解雇者労働組合(JHU)が結成された以降、特別協議に対する評価や運動方針の違いがより鮮明となり、原告団が一体となった運動が困難な状況に立ち至った。こうした相違があったことから、JFU と CCU は争議終結する一方、両労組に所属していない原告は争議継続を打ち出すという今日の状況につながっている。長く厳しい争議のなかで、当事者の立場、状況、意見が分かれたことはそれぞれに理解、尊重すべきである。とはいえ現状は、全原告と原告を組織する当該各労組が一体となって本争議を継続して闘える状況にないことも事実である。
- ③JAL 不当解雇撤回支援共闘に結集する各団体の状況を見ると、(1)JFU や CCU の争議終結を評価し、支援体制に区切りをつけるところ、(2)JHU 等を支援し、争議支援の継続を打ち出しているところ、(3)JFU や CCU の闘いを評価しつつ、争議を継続する原告がいるなら最後まで支援する、といった様々な意見や見解が出されている状況にある。
- ④以上のような原告団の状況、原告を組織する関係各労組等の状況、そして支援組織の内情を踏まえるなら、現在の JAL 不当解雇撤回支援共闘の枠組みの中で、闘争を継続する原告を支援する運動方針を打ち出すことには無理があり、現実的対応とは言えない。
- ⑤JFU 及び CCU に所属する3分の2を超える原告が争議を終結している現状は、支援の運動もひと区切りし、見直すべき時期に来ているとも考える。また、争議を継続する原告の支援については新たな体制を築く方が、単産や地域などの実情に即して団結して力が発揮でき、きめ細かな支援につながると考える。

以上から幹事会として、JAL 不当解雇撤回支援共闘の解散を確認し、総会に提案することとした。

3. JAL 不当解雇撤回支援共闘の解散について(決議事項)

本総会をもって日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議(JAL 不当解雇撤回支援共闘)を解散する。

Ⅲ 支援共闘の11期決算と財政の処分(決議事項)

1. 11 期決算(案)

(1)貸借対照表及び収支計算書

収支計算書				貸借対照表			
収入の部	繰越金		956,378	資産の部		負債の部	
	会費収入		328,000	現金	0	未払金	0
	雑収入	受取利息	18	預金	1,071,551	借入金	0
	その他		0	未収金	0	剰余金	1,071,551
	収入合計		1,284,396	前払金	0		
				合計	1,071,551	合計	1,071,551
支出の部	会議費	総会	0				
		その他の会議	0				
	事務費	残高証明手数料	660				
	集会費	決起集会等	0				
	諸行動	本社包囲行動等	0				
	宣伝	チラシ印刷代	212,185				
	支出合計		212,845				
剰余金			1,071,551				

(2)残高証明

残高証明書

〒144-0034
東京都大田区 西糀谷4丁目15-6

2022年10月7日

JAL 不当解雇撤回国民共闘
代表 津恵 正三 様

中央労働金庫
蒲田支店

03-3738-6251



当会義の取引について残高を次のとおり証明いたします。

2022年9月30日現在

(1/1)

取引種類	口座番号	金額	摘要
普通預金	3854640	¥1,071,551.	お取引の一部について証明
		以下余白	

(3)会計監査報告書

10月15日に会計監査を実施していただき、下記の監査報告書をいただきました。

2022年10月15日
監査報告書
JAL 不当解雇撤回支援共闘 共同代表
全労連副議長 清岡 弘一
全労協事務局長 中岡 基明
全国港湾書記長 玉田 雅也
MIC前議長 吉永 磨美 殿
会計監査 野中 恵子 ㊟ (代行) 齋藤 晃 ㊟
JAL 不当解雇撤回国民共闘第11期(2020年12月1日～2022年9月30日)決算報告書類、すなわち収支計算書、貸借対照表について監査を行った結果について、下記の通り報告します。
記
1. 帳簿及び伝票の管理、並びに日常的な会計処理は適切に行われていることを確認した。
2. 現金勘定及び預金勘定について残高照会を行い、相違ないことを確認した。
3. したがって第11期決算報告書類は、2022年9月30日の財政状態、及び第11期の収支状況を正確に表示しているものと認める。
以上

2. 剰余金(残金)の処分(案)

①12回総会(本総会)の諸費用に充当する。

②支援共闘の約12年に及ぶ闘いの記録をまとめた報告書の作成と配布費用として使用する。

③剰余金(残金)の処理の取り扱いと最終的確認

上記①、②にかかった費用等の処理(決算報告と剰余金処分の扱い)については、支援共闘事務局(支援共闘は解散となるため、実質的に残務処理担当の事務局員)が当たり、その結果については決算報告書にとりまとめた上、各団体に報告することとする。